

ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

第六十四回帝國議會文部省所管事務政府
委員

文部省宗教局長 下村 寿一君

○議長(公爵徳川家達君) 一昨十五日荒木

陸軍大臣ヨリ、本院ノ感謝決議ニ對スル左

ノ關東軍令官ノ返電ニ接シマシタ

貴族院カ院議ヲ以テ當軍ニ寄セラレタル

深厚ナル感謝電ニ接シ將兵一同感激ニ堪

ヘス爾後益奮勵努力御期待ニ添ハシコ

トヲ期ス

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ會議ヲ開

キマス、一昨十五日、赤池濃君都合ニ依リ豫算委員ノ辭任ノ申出ガゴザイマシタ、之ヲ許可スルコトニ御異存ゴザイセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認

メマス、就キマシテハ第九部ニ於テ補闕選舉ヲ行ハレムコトヲ望ミマス、又同日、大

谷尊田君都合ニ依リ日本製鐵株式會社法案

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、就キマシテハ其補闕トシテ馬場鉄一君ヲ指名イタシマス、荒木陸軍大臣ガ發言ヲ求メラレマシタ

(國務大臣荒木貞夫君演壇ニ登ル)

○國務大臣(荒木貞夫君) 热河省ノ平定ニ付キマシテ、過般貴族院ヲ代表セラレマシテ、議長ヨリ關東軍ニ對シテ感謝激勵ノ祝

電ヲ戴キマシタコトニ付キマシテ、茲ニ軍部當局致シマシテモ改メテ御禮ヲ申上ゲ

マス、今ヤ略ボ兵匪ノ主力ヲ掃蕩イタシマシテ、熱河省モ省境ナル長城ノ線ニ到達ヲ致シマシテ、治安前途ノ方策モ略ボ豫測シ得ルニ至リマシタノデ、此機會ニ於キマシテ一應右ニ關スル經過竝ニ昨秋以來ノ行動ノ概要ヲ御報告イタシタトイト存ジマス、御承知ノ如ク第六十三議會後間モナク、帝國

八朝野一致ノ總意ヲ以チマシテ、滿洲國ヲ承認ヲ致シマシタ、兩國間ニ日滿議定書ヲ締結セラレマシテ、關東軍ノ責務モ亦其以前

ト大イニ異テ參リマシテ、申ス迄モナク、同

軍ハ日滿議定書ニ基ク共同防衛及治安維持ノ義務ヲモ加重セラレタノデアリマス、依

テ關東軍ハ北滿ノ治安克復ニ全力ヲ盡シマ

シテ、當時既ニ冬季ニ入リマシタノニ拘ラズ、祁寒ヲ排シ寡兵ヲ以テ、寧日無キ討伐

ヲ敢行イタシマシテ、先づ撲炳珊瑚ヲ平ゲテ、

北ハ黑龍江岸ニ達シ、西ハ蘇炳文ヲ討伐

イタシマシテ、一舉興安嶺ヲ超エテ、呼倫貝爾一帶ノ地ヲ平定イタシマシテ、長驥滿洲里ニ進入ヲ致シテ、監禁邦人ヲ救出シタ

ノデアリマス、東ハ丁超、李杜、王德林ヲ追フテ、蘇國國境マテヲ清掃ヲ致シテ、南方

遼東ノ三角地帯モ亦今略ボ平定ニ歸シマシタノデ、十二月ニ至テ關東軍ハ一先づ其

兵ヲ收メタノデアリマス、爾後專ラ力ヲ熱

河省内ノ治安維持ニ努力イタシマシテ、慘禍ノ生民ニ及バザラヌコトヲ顧慮シテ、幾

回カ湯玉麟ノ恭順ヲ期待イタシテ、政治的解決ヲ試ミタノデアリマスガ、湯玉麟ハ

又時ニハ一部ノ解水ヲ見ルヤウナ、氣候モ

アツノデアッテ、作戦上非常ノ不便ヲ感ジ

タノデアリマスルガ、克ク之ヲ耕シ、又敵

ノ兵力モ當時我ニ數倍イタシテ居タノデ

アリマス、皇軍ハ方針決定後、周到ナル用

意ヲ以チマシテ準備ヲ急イデ、二月ノ二十

日ニ至テ甲兵團ハ主力ヲ以テ通遼、一

部ヲ以テ彰武及朝陽寺附近カラ出動ヲ起

シ、乙兵團ハ主力ヲ以テ錦州、一部ヲ以テ

綏中附近ヨリ運動ヲ開始イタシマシテ、途

中開魯、北票及沙帽山附近ニ於テ敵ノ抵抗

ヲ排除シテ、恰モ當時非常ナル吹雪ト寒氣

トニ遇遭イタシマシタガ、之ヲ冒シテ、重

疊セル天驗ヲ突破シ、疾風迅雷ノ勢ヲ以テ

前進ヲ致シタノデアリマス、同月二十八日

頃ニハ兩兵團共主力ヲ以テ各、下窪、朝陽ニ

是ハ恰モ既往滿洲諸地方ノ掃匪ト同様、全

ク滿洲國國內問題ニアリマシテ、之が掃蕩

及治安維持ハ寧ロ滿洲國必須ノ行事デア

リ、又關東軍當然ノ責任ナノデアリマス、

世界ノ一部ニ於テ、當時此問題ニ關シテ、

色々論議セラレマシタコトハ、蓋シ個中

ノ消息ニ通ゼザルノ致ス所ト信ズルノデア

リマス、關東軍ハ滿洲國側ト協議ノ結果、

熱河省ノ省民ノ生產ノ爲メノ便益、即チ特

產物播種期以前ニ行動スルコトガ必要デア

ルト云フコトガ一ツ、一方ニ於キマシテ

ハ、今後ニ於ケル國內一般治安ノ策案トヲ

顧慮イタシマシテ、二月ノ下旬以來酷寒ヲ

冒シ、滿洲國軍ト共ニ、敢テ掃匪行動ヲ開

始スルコトニナツタノデアリマス、當時ノ氣

候ハ零下十五度ヨリ四十度ニ達シマシテ、

又時ニハ一部ノ解水ヲ見ルヤウナ、氣候モ

アツノデアッテ、作戦上非常ノ不便ヲ感ジ

タノデアリマスルガ、克ク之ヲ耕シ、又敵

ノ兵力モ當時我ニ數倍イタシテ居タノデ

アリマス、皇軍ハ方針決定後、周到ナル用

意ヲ以チマシテ準備ヲ急イデ、二月ノ二十

日ニ至テ甲兵團ハ主力ヲ以テ通遼、一

部ヲ以テ彰武及朝陽寺附近カラ出動ヲ起

シ、乙兵團ハ主力ヲ以テ錦州、一部ヲ以テ

綏中附近ヨリ運動ヲ開始イタシマシテ、途

中開魯、北票及沙帽山附近ニ於テ敵ノ抵抗

ヲ排除シテ、恰モ當時非常ナル吹雪ト寒氣

トニ遇遭イタシマシタガ、之ヲ冒シテ、重

主力ニ先ダツコト二日、即チ四日ハ承德、

即チ熱河省城ヲ陥レマシテ、更ニ敗退スル

敵ヲ窮追シテ、長山峪附近ニ於ケル激戦ノ

後、遂ニ三月十日午後二時三十分、確實ニ

古北口ヲ占據イタシタノデアリマス、又別

ニ乙兵團ノ服部部隊ニ屬スル所ノ米山先遣

隊ハ、遼寧ヨリ南下イタシマシテ、寡兵ヲ

以テ數千ノ敵ヲ擊破シ、早クモ五日長城線

ノ冷口附近ニ到達シテ之ヲ占領シ、爾餘ノ

服部部隊モ相次テ長城線ノ中央デアリマス

ル所ノ喜峰口附近ノ線ニ進出ヲ致シマシ

テ、茲ニ長城要衝ノ一帶ヲ確保シテ、到ル

處ニ日章旗ノ翻ルヲ見ルニ至ラタノデアリ

マス、此間張海鵬ノ指揮イタシマスル満洲

國軍ノ主力ハ、稍、遲レマシテ九日ニ赤峰ニ

入り、其一部ハ自下西北國境近ク、即チ林

玉麟ノ批政ニ苦シニ居リマシタ同地方ノ住

民ハ、概シテ親日の傾向ガ濃厚デアルモノ

ガアリマスルカラ、今後治安ノ恢復ハ比較

的迅速ニ實現セラルコトヲ期待シテ居ル

次第デアリマス、一方我ガ飛行隊ハ、此最

悪路ヲ突破イタシマシテ、熱河省ヲ席捲シ

目下省内殘存兵匪ノ掃蕩ト共ニ、治安ノ恢

復維持ニ努メツツ、一方省民ノ慰撫ニ力ヲ

アリマス、斯ノ如ク致シマシテ關東軍及滿洲國軍ハ、幸ニ僅々十數日ニシテ百餘里ノ

惡路ヲ突破イタシマシテ、熱河省ヲ席捲シ

東、烏丹城附近ニ於ケル所ノ敵匪ヲ掃蕩中

アリマス、斯ノ如ク致シマシテ關東軍及滿洲國軍ハ、幸ニ僅々十數日ニシテ百餘里ノ

惡路ヲ突破イタシマシテ、熱河省ヲ席捲シ

攻撃ニ依リマシテ、脆クモ其第一線ヲ放棄シテ、更ニ天嶮ヲ賴ミマシタ赤峰、葉柏壽、凌源等ノ線モ亦相次デ我ノ爲ニ奪取セラル所トナリマスルヤ、茲ニ一大動搖ヲ來シマシテ、遂ニ承德附近ニ於ケル所ノ抵抗モ斷念ラシ、一部ヲ留メテ頑強ナル抵抗ヲ爲サシメテ、主力ハ大混亂ノ裡ニ長城ヲ超エテ關内ニ遁走ヲ致シマシテ、又其一部ハ西方多倫、豐寧方面ニ潰走ラシ、是等兵匪ノ各將領中ニハ我ニ歸順ヲ申出ヅル者ガ尠クアリマセヌ、斯ク致シマシテ迅速ナル平定ヲ見ルニ至リマシタコトハ、皇國ノ爲メ誠ニ慶賀ニ存ズル次第デアリマス、目下尙ホ退路ヲ遮断セラレマシテ、省内ニ殘存ヲ致シテ居リマスル部隊モ尠クナイヤウデアリマスルガ、是等ハ武力ト招撫トノ「ツ」ニ依テ、遠カラズ肅清セラルモノト確信イタシテ居ルノデアリマス、更ニ平津方面ニ於キマシテハ、東北軍ノ首腦部ハ承德附近ニ於テ最後ノ抵抗ヲ試ミムト致シマシタガ、遂ニ實行スルニ至ラズシテ熱河省内ニ在ツク部隊ハ、續々關内ニ敗退シテ參リマスルノデ、學良ハ急遽其總豫備ヲ以チマシテ古北口附近ヲ確保セシムルト共ニ、山海关、喜峰口方面ノ防備ヲ嚴ニ致シマシテ、只管平津地方ニ于ケル自己ノ地盤ノ保持ニ努メテ居リマシタガ、其指揮統制を行ハレズ、最後ノ一戰ヲ長山峪附近ニ試ミマシタガ、是亦瓦解ニ歸シマシテ、目下ハ唯關内ニ居リマシタ軍隊ノ一部が尙ホ長城線ニ於テ挑戦シソツアリマスルガ、近ク是等モ掃蕩變ヲ致シマシテ、張學良ノ下野ガ傳ヘラレ、目下各將領が勢力ノ抗争裡ニ、此方面ニ於ケル局面ノ變化ガ豫期セラルル狀況ニアルノデアリマス、又山西軍ハ一部ヲ張家口ヨリ多倫方面ニ移動ヲ致シマシテ、退却シ來レル義勇軍ヲ併セ、熱河省ノ側背ヲ脅威シツツアリマスルガ、今後支那側ニシ

テ故意ニ我ニ挑戦シ來ラザル限リハ、戰禍ノ擴大スルガ如キコトハナキモノト信ジ、又極東平和ノ爲メ之ヲ希フモノデアリマス、顧ミマスルニ北滿始メ世界ノ視聽ヲ集メマシタ熱河問題ガ、今日ノ如ク神速且ツ比較的少數ノ犠牲ニ依リマシテ、偉大ナル效果ヲ收メ得マシタコトハ、其一切ノ過去ニ顧ミマシテ、是レニ全ク陛下ノ稜威ト、國體ノ神聖ト相俟ツノ天佑ニ依ルコト深ク感激スルモノデアリマス、又此結果ヲ得マシタコトハ、關東軍作戰指導ノ宣シキコトト、第一線將兵ノ忠烈ナルニ因ルコトハ勿論デアリマスルガ、一方ニハ舉國一致の國民ノ至誠激烈ナル後援ガ、彌ガ上ニニ將兵ノ意氣ヲ昂上セシメ得マシタ賜ナリト、深ク感謝ニ堪ヘザル所デアリマス、拂ヒマシテ、是等犠牲者ノ志ヲ無ニセシメザランコトヲ期スル次第デアリマス、全滿洲國ノ治安ニ關シマシテハ、前途尙ホ幾多ノ努力ヲ必要ト信ジマスルガ、今ヤ略拂ヒマシテ、是等犠牲者ノ志ヲ無ニセシメザランコトヲ期スル次第デアリマス、

○議長(公爵德川家達君) 御大聲ニ、陸軍大臣ニ能ク聞エマスヤウニ願ヒタイト思ヒス、顧ミマスルニ北滿始メ世界ノ視聽ヲ集メマシタ熱河問題ガ、今日ノ如ク神速且ツ比較的少數ノ犠牲ニ依リマシテ、偉大ナル效果ヲ收メ得マシタコトハ、其一切ノ過去ニ顧ミマシテ、是レニ全ク陛下ノ稜威ト、國體ノ神聖ト相俟ツノ天佑ニ依ルコト深ク感激スルモノデアリマス、又此結果ヲ得マシタコトハ、關東軍作戰指導ノ宣シキコトト、第一線將兵ノ忠烈ナルニ因ルコトハ勿論デアリマス、一方ニハ舉國一致の國民ノ至誠激烈ナル後援ガ、彌ガ上ニニ將兵ノ意氣ヲ昂上セシメ得マシタ賜ナリト、深ク感謝ニ堪ヘザル所デアリマス、拂ヒマシテ、是等犠牲者ノ志ヲ無ニセシメザランコトヲ期スル次第デアリマス、全滿洲國ノ治安ニ關シマシテハ、前途専ホ幾多ノ努力ヲ必要ト信ジマスルガ、今ヤ略拂ヒマシテ、是等犠牲者ノ志ヲ無ニセシメザランコトヲ期スル次第デアリマス、

○土方寧君 陸軍大臣ノ御報告ノ一部分ニ付テ、御尋ヲ致シタウゴザイマス
○議長(公爵德川家達君) 宜シウゴザイマス
○土方寧君 極ク簡單デゴザイマスカラ、此テ故意ニ我ニ挑戦シ來ラザル限リハ、戰禍ノ擴大スルガ如キコトハナキモノト信ジ、又極東平和ノ爲メ之ヲ希フモノデアリマス、顧ミマスルニ北滿始メ世界ノ視聽ヲ集メマシタ熱河問題ガ、今日ノ如ク神速且ツ比較的少數ノ犠牲ニ依リマシテ、偉大ナル效果ヲ收メ得マシタコトハ、其一切ノ過去ニ顧ミマシテ、是レニ全ク陛下ノ稜威ト、國體ノ神聖ト相俟ツノ天佑ニ依ルコト深ク感激スルモノデアリマス、又此結果ヲ得マシタコトハ、關東軍作戰指導ノ宣シキコトト、第一線將兵ノ忠烈ナルニ因ルコトハ勿論デアリマス、一方ニハ舉國一致の國民ノ至誠激烈ナル後援ガ、彌ガ上ニニ將兵ノ意氣ヲ昂上セシメ得マシタ賜ナリト、深ク感謝ニ堪ヘザル所デアリマス、拂ヒマシテ、是等犠牲者ノ志ヲ無ニセシメザランコトヲ期スル次第デアリマス、全滿洲國ノ治安ニ關シマシテハ、前途専ホ幾多ノ努力ヲ必要ト信ジマスルガ、今ヤ略拂ヒマシテ、是等犠牲者ノ志ヲ無ニセシメザランコトヲ期スル次第デアリマス、

支那軍ノ方面ニハ傳ヘマシテ、禍亂ヲ少ク

シテ兵禍ヲ治メルト云フコトニ付テノ處置ハ執ヲ居リマス、遺憾ニシテ此意思ガ十分ニ通ゼズ、又一方彼等ノ京津地方ニ於ケル所ノ政治的ノ處置カラシテ、心ニモナイ戰鬪ヲ惹起サシテ居ルヤウデアリマスルガ、戰最近數日ノ形勢ヲ見マシテ、必ズ近キ間ニ大ナル犠牲ヲ拂フコトナク、此方面ガ安定スルコトヲ信ジテ居リマスル、若シ是ニシテ尙ホ支那側ニ十分ノ誠意ヲ認メ得マセヌ時ニハ、之ニ對スル相當ノ處置ヲ執ルコトニ付テハ、外務當局ト十分ニ連繫ヲ致シマシテ、廟議モ亦之ニ對シテハ考ヘル所ガアリマスル、之ニ依リマシテ只今御申述べ點ハ、十分ニ誤リナク實行シ得ルコトト

ニ付ゼズ、又一方彼等ノ京津地方ニ於ケル所ノ政治的ノ處置カラシテ、心ニモナイ戰鬪ヲ惹起サシテ居ルヤウデアリマスルガ、戰最近數日ノ形勢ヲ見マシテ、必ズ近キ間ニ大ナル犠牲ヲ拂フコトナク、此方面ガ安定スルコトヲ信ジテ居リマスル、若シ是ニシテ尙ホ支那側ニ十分ノ誠意ヲ認メ得マセヌ時ニハ、之ニ對スル相當ノ處置ヲ執ルコトニ付テハ、外務當局ト十分ニ連繫ヲ致シマシテ、廟議モ亦之ニ對シテハ考ヘル所ガアリマスル、之ニ依リマシテ只今御申述べ點ハ、十分ニ誤リナク實行シ得ルコトト

考ヘテ居リマス、御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス

○土方寧君 能ク分リマシタ、有難ウゴザイマシタ

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ議事日程ニ移リマス、日程第一、關稅定率法中改正法律案、第二、昭和七年法律第四號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

關稅定率法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和七年法律第四號中改正法律案

昭和七年法律第四號中左ノ通改正ス

別表輸入稅表番號第六百五號ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

六〇七ノ三 菊蒻芋

昭和八年三月十六日
衆議院議長秋田清

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百十七號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六一七ノ二 骨灰

昭和七年法律第四號中改正法律案

昭和七年法律第四號中左ノ通改正ス

別表輸入稅表番號第六百五號ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

六〇七ノ三 菊蒻芋

昭和八年三月十六日
衆議院議長秋田清

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十六日

貴族院議長公爵徳川家達殿

昭和八年三月十六日

—無

稅

—無

稅

—無

稅

第六百四十六號中「骨灰」ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

細ノ點ニ關シマシテハ委員會ニ於テ御説明

ヲ致ス考ヘデアリマス、何卒御審議ノ上速

ニ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望イタス次

第デアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 只今堀切大藏政

務次官ノ説明セラレマシタ兩案ノ、特別委

員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

(雅古書記官朗讀)

關稅定率法中改正法律案外一件特別委員

侯爵徳川 義親君 子爵梅園 勝彥君

倉知 鐵吉君 西野 元君

次田大三郎君 吉田羊治郎君

鈴木 幸作君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三、農村

負債整理組合法案、政府提出、衆議院送付、

第一讀會

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

農村負債整理組合法案

昭和八年三月十六日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長(公爵徳川家達殿)

農村負債整理組合法案

第一章 總則

第三條 本法ハ農山漁村ニ居住スル者ノ

經濟更生ヲ圖ル爲隣保共助ノ精神ニ則

リ其ノ者ヲシテ負債整理組合ヲ組織セ

シメ組合ノ樹立シタル負債償還計畫及

經濟更生計畫ヲ履行セシメ以テ其ノ負

債ノ整理ヲ爲サシムルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ負債トハ負債整理組

合ノ組合員ノ負擔スル私法上ノ金錢債

務ニシテ組合設立前ニ生ジタルモノヲ

謂フ但シ本法施行後ニ生ジタルモノハ

命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ認可

ヲ受ケタルモノニ限ル

第三條 負債整理組合ノ組合員本法ニ依

リ負債整理ヲ爲サントスルトキハ命令

ノ定ムル所ニ依リ負債整理組合ニ對シ

其ノ旨ヲ申出ヅベシ

負債整理組合前項ノ申出ヲ受ケタルト

キハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員

及債權者間ニ於ケル負債ノ金額、利率、

償還期限、償還方法其ノ他ノ條件ノ緩

和ニ關スル協定ニ付斡旋ヲ爲スベシ

第四條 前條ノ斡旋ニ依リ協定成ラザル

負債ニ付テハ負債整理組合ハ命令ノ定

ム所ニ依リ市町村負債整理組合ニ

對シ其ノ協定ノ斡旋ヲ請求スルコトヲ

得

市町村負債整理組合員會ノ組織、權限其

ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム

第五條 前條ノ市町村負債整理組合員會ノ

斡旋ニ依リ協定成ラザルトキハ債務者タル

組合員又ハ債權者ハ金錢債務臨時調停

整理組合ノ事務所ノ所在地タル市町村

ニ市町村負債整理組合員會ナキ爲其ノ斡

旋ニ依ルコト能ハザルトキハ債務者タル

組合員又ハ債權者ハ金錢債務臨時調停

法第六條 第三條第一項ノ規定ニ依リ負債

整理ノ申出アリタル負債ニ付金錢債務

規定ニ拘ラズ同法ニ依ル調停ノ申立ヲ

爲スコトヲ得

第六條 第三條第一項ノ規定ニ依リ負債

整理ノ申出アリタル負債ニ付金錢債務

臨時調停法ニ依ル調停事件繫屬スルト

キハ裁判所又ハ調停委員會ハ第三條第

二項又ハ第四條ノ規定ニ依ル斡旋ノ終

了ニ至ル迄其ノ調停手續ヲ中止スルコ

トヲ得

第七條 負債整理組合ヨリ負債整理資金

ノ貸付ヲ受ケタル組合員が其ノ貸付ノ

條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於

ケル負債整理組合ノ不動產其ノ他ノモ

ノヲ取得ニ關シテハ地方稅ヲ課スルコ

トヲ得ズ

第八條 信用組合其ノ他勅令ヲ以テ定ム

ノ得

第九條 第二章 負債整理組合

第十條 負債整理組合ハ組合員ノ經濟更生ヲ

圖ル爲隣保共助ノ精神ニ則リ組合

員ヲシテ其ノ負債ノ整理ヲ爲サシムル

コトヲ目的トス

第十一條 負債整理組合ハ其ノ目的ヲ達

スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 組合員ノ負債償還計畫及經濟更生

計畫ノ樹立

第二章 負債整理組合

ル法人ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ行
政官廳ノ認可ヲ受ケ第十一條ノ事業ヲ
行フモノハ本章ノ適用ニ關シテハ之ヲ
負債整理組合ト看做ス但シ第二條中組
合設立前トアルハ行政官廳ノ認可前ト
前項ノ法人ガ第十一條ノ事業ノ認可ヲ
申請スルコトヲ得ル期間ハ本法施行ノ
日ヨリ三年間トス

第九條 本法中町村トアルハ町村制ヲ施
行セザル地ニ於テハ之ニ準ズベキモノ
トス

村ノ區域ニ依ルコトヲ得

第十四條 負債整理組合ノ組織ハ無限責

任及保證責任ノ二種トス

無限責任ノ組合ニ在リテハ組合財產ヲ

以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル

ハ組合財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スル

場合ニ於テ組合員ノ全員ガ連帶無限ノ

責任ヲ負擔シ保證責任ノ組合ニ在リテ

コト能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全員

ガ其ノ出資額ノ外一定ノ金額(保證金

額)ヲ限度トシテ責任ヲ負擔ス

第十五條 負債整理組合ヲ設立セントス

ルトキハ設立者ハ規約ヲ作成シ命令ノ

定ムル所ニ依リ地方長官ニ設立ノ認可

ヲ申請スベシ

規約ニハ本法ニ規定アルモノヲ除クノ

外左ニ掲グル事項ヲ記載シ設立者之ニ

署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

第十六條 第二章第一項ノ認可ノ申請スベシ

組合員ノ加入脱退ニ關スル規定

事業ノ執行ニ關スル規定

八 役員ニ關スル規定

九 損失分擔ニ關スル規定

十 組合方公告ヲ爲ス方法

十一 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メ

タルトキハ其ノ時期又ハ事由

十二 無限責任ノ組合ニ在リテハ組合

費ノ分擔ニ關スル規定

十三 保證責任ノ組合ニ在リテハ出資

額ノ金額及其实物ノ拂込ノ方法並ニ保

證額ニ關スル規定

第十七條 負債整理組合ハ其ノ設立ノ日

三年間トス

第一讀會

債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ所有權ノ取得ノ登記
 ○國務大臣(後藤文夫君)農村負債整理組合法案提出ノ理由ヲ申述ベマス、農山漁村ノ經濟更生ヲ圖ルガ爲ニハ、農山漁家ノ負債整理ノ途ヲ講ズルノ必要ガザイマス、而シテ農山漁村ニ於ケル此負債ノ整理ニ付キマシテハ、農山漁村住民ガ其隣保共助ノ精神ヲ基調トスル團結ノ力ニ依リマシテ、組織的ニ、計畫的ニ之ヲ行フコトハ適切ナル方法デアルト信ズルノデアリマス、依テ政府ニ於キマシテハ負債整理組合ニ關スル制度ヲ立テマシテ、尙ホ之ニ伴フ負債整理資金ノ融通ニ關スル方策ヲ講ズルコト致シ、茲ニ農村負債整理組合法案ヲ提出イタシマシタ次第デゴザイマス、本法案ノ要旨ヲ簡單ニ申述ベマスレバ、第一ニ農山漁村ノ住民ヲシテ隣保共助ノ精神ニ則リ、無限責任又ハ保證責任組織ノ組合ヲ組織セシメ、之ニ依テ負債整理ノ事業遂行ヲ致サセヤウトスルノデアリマス、第二ニ市町村負債整理委員會ヲ設置シマシテ、之ヲ以テ負債整理組合ノ幹旋ニ依ル負債條件緩和ニ關スル協定ガ成ラナカッタ場合ニ於ケル協定幹旋ノ機關ト致シマシタ、第三ニ負債整理組合及市町村負債整理委員會ノ幹旋ニ依ブテ、負債ノ條件緩和ニ關スル協定ガ成立イタシマセヌ場合ニ於キマシテハ、金錢債務臨時調停法ニ依ル調停トノ聯絡ヲ取ルコトト致シマシタ、第四ニ負債整理組合ノ負債整理事業ノ遂行ヲ容易ナラシムル爲ニ、市町村ニ於キマシテハ負債整理組合等ニ對シ、負債整理資金ノ特別融通ヲ爲シ得ルコトト致シマシタ、サウシテ市町村ガ此特別融通ノ結果損失ヲ受ケマシタトキハ、其損失ニ付テ道府縣ハ市町村ニ對シテ特別融通總額ノ三割以内ノ金額ヲ補償スルコトト致シマシタ、又政府ハ道府縣ニ對シテ、三千萬圓ヲ超エ

ザル限度ニ於テ其損失補償金ノ半額ヲ補給シテヤルコトト致シ、尙ホ道府縣損失補償金中政府カラ補償ヲ受ケザル額ニ付キマンテハ、原則トシテ道府縣ト市町村トノ間ニ其損失ヲ分擔ヲスルコトニ定メタノデアリマス、以上ハ本法案ノ要旨デゴザイマス、何卒御審議ノ上御賛成アラムコトヲ希望イタシマス
 ○子爵池田政時君 只今議題ニ上ボリマシタ農村負債整理組合法案ハ重要ナ法案デアリマスガ故ニ、其特別委員ノ數ヲ十五名トシ、其指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出イタシマス
 ○子爵清岡長言君 賛成
 ○議長(公爵徳川家達君) 池田子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ
 〔異議ナシト呼フ者アリ〕
 ○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス
 ○議長(公爵徳川家達君) 特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス
 (瀬古書記官朗讀)
 農村負債整理組合法案特別委員
 侯爵松平 康昌君 伯爵黒木 三次君
 子爵野村 益三君 子爵片桐 貞央君
 男爵舟橋 清賢君 水上 長次郎君
 男爵平野 長祥君 男爵藤村 義朗君
 男爵足立 豊君 山岡 萬之助君
 岩田 宙造君 稲加勝太郎君
 林 平四郎君 上松 泰造君
 菅原 通敬君
 第二章 農業經營資金貸付ノ先取
 第三條 本法ノ先取特權又ハ農業用動產ノ抵當權ヲ取得スルコトヲ得ル者ハ信用組合及勅令ヲ以テ定ムル法人ニ限ル之ヲ定ム
 第二章 農業經營資金貸付ノ先取
 第四條 信用組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ガ農業ヲ爲ス者ニ對シ左ニ掲グル行爲ヲ爲スニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキハ其ノ債權ノ元本及利息ニ付債務者ノ特定動產ノ上ニ先取特權ヲ有ス
 一 農業用動產又ハ農業生產物ノ保存
 二 農業用動產ノ購入
 三 種苗又ハ肥料ノ購入
 四 糜種又ハ桑葉ノ購入
 五 新炭原本木ノ購入
 六 命令ヲ以テ定ムル水產養殖用ノ種苗又ハ肥料ノ購入
 第八條 糜種又ハ桑葉ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル農業用動產又ハ農業生產物ノ上ニ存在ス
 第九條 新炭原本木購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル新炭原本木ヨリ生ジタル物ノ上ニモ亦存在ス
 第十條 水產養殖用種苗購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル肥料ノ上ニ存在ス
 第十一條 先取特權ノ優先權ノ順位ニ付テハ農業用動產又ハ農業生產物ノ保存資金貸付ノ先取特權ハ動產保存ノ先取特權ト、農業用動產又ハ新炭原本木ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ動產賣買ノ先取特權ト、種苗若ハ肥料、糜種若ハ桑葉又ハ水產養殖用ノ種苗若ハ肥料ノ購入

農業動產信用法案
 動產信用法案、第五、漁業法中改正法律案、院法第五十四條ニ依リ及送付候也
 昭和八年三月十六日
 貴族院議長公爵徳川家達殿
 衆議院議長秋田清
 第一條 本法ニ於テ農業トハ耕作、養畜又ハ養蠶ノ業務及之ニ附隨スル業務ヲ謂フ
 第二條 本法ニ於テ農業用動產ト看做スノ經營ノ用ニ供スル動產ヲ謂フ
 前項ノ農業用動產ノ範圍ハ勅令ヲ以テ定ム
 第三條 本法ノ先取特權又ハ農業用動產ノ抵當權ヲ取得スルコトヲ得ル者ハ信用組合及勅令ヲ以テ定ムル法人ニ限ル之ヲ定ム
 第二章 農業經營資金貸付ノ先取
 第四條 信用組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ガ農業ヲ爲ス者ニ對シ左ニ掲グル行爲ヲ爲スニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキハ其ノ債權ノ元本及利息ニ付債務者ノ特定動產ノ上ニ先取特權ヲ有ス
 一 農業用動產又ハ農業生產物ノ保存
 二 農業用動產ノ購入
 三 種苗又ハ肥料ノ購入
 四 糜種又ハ桑葉ノ購入
 五 新炭原本木ノ購入
 六 命令ヲ以テ定ムル水產養殖用ノ種苗又ハ肥料ノ購入
 第八條 糜種又ハ桑葉ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル農業用動產又ハ農業生產物ノ上ニ存在ス
 第九條 新炭原本木購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル肥料ノ上ニ存在ス
 第十條 水產養殖用種苗購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル肥料ノ上ニ存在ス
 第十一條 先取特權ノ優先權ノ順位ニ付テハ農業用動產又ハ農業生產物ノ保存資金貸付ノ先取特權ハ動產保存ノ先取特權ト、農業用動產又ハ新炭原本木ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ動產賣買ノ先取特權ト、種苗若ハ肥料、糜種若ハ桑葉又ハ水產養殖用ノ種苗若ハ肥料ノ購入

農業動產信用法案
 動產信用法案、第五、漁業法中改正法律案、院法第五十四條ニ依リ及送付候也
 昭和八年三月十六日
 貴族院議長公爵徳川家達殿
 衆議院議長秋田清
 第一條 本法ニ於テ農業トハ耕作、養畜又ハ養蠶ノ業務及之ニ附隨スル業務ヲ謂フ
 第二條 本法ニ於テ農業用動產ト看做スノ經營ノ用ニ供スル動產ヲ謂フ
 前項ノ農業用動產ノ範圍ハ勅令ヲ以テ定ム
 第三條 本法ノ先取特權又ハ農業用動產ノ抵當權ヲ取得スルコトヲ得ル者ハ信用組合及勅令ヲ以テ定ムル法人ニ限ル之ヲ定ム
 第二章 農業經營資金貸付ノ先取
 第四條 信用組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ガ農業ヲ爲ス者ニ對シ左ニ掲グル行爲ヲ爲スニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキハ其ノ債權ノ元本及利息ニ付債務者ノ特定動產ノ上ニ先取特權ヲ有ス
 一 農業用動產又ハ農業生產物ノ保存
 二 農業用動產ノ購入
 三 種苗又ハ肥料ノ購入
 四 糜種又ハ桑葉ノ購入
 五 新炭原本木ノ購入
 六 命令ヲ以テ定ムル水產養殖用ノ種苗又ハ肥料ノ購入
 第八條 糜種又ハ桑葉ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル農業用動產又ハ農業生產物ノ上ニ存在ス
 第九條 新炭原本木購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル肥料ノ上ニ存在ス
 第十條 水產養殖用種苗購入資金貸付ノ先取特權ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ購入シタル肥料ノ上ニ存在ス
 第十一條 先取特權ノ優先權ノ順位ニ付テハ農業用動產又ハ農業生產物ノ保存資金貸付ノ先取特權ハ動產保存ノ先取特權ト、農業用動產又ハ新炭原本木ノ購入資金貸付ノ先取特權ハ動產賣買ノ先取特權ト、種苗若ハ肥料、糜種若ハ桑葉又ハ水產養殖用ノ種苗若ハ肥料ノ購入

入資金貸付ノ先取特權ハ種苗肥料供給ノ先取特權ト看做ス

第三章 農業用動産ノ抵當權

第十二條 農業用動産ハ農業ヲ爲ス者又ハ農事實行組合、養蠶實行組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ガ信用組合又ハ勅令ヲ以テ定ムル法人ニ對シテ負擔スル債務ヲ擔保スル場合ニ限り之ヲ目的トシテ抵當權ヲ設定スルコトヲ得

農業用動産ノ抵當權ニハ本法其ノ他ノ法令ニ別段ノ定アルモノノ外不動產ノ抵當權ニ關スル規定ヲ準用ス但シ民法第三百七十八條乃至第三百八十七條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 農業用動産ノ抵當權ノ得喪及變更ハ其ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得

前項ノ規定ハ登記ノ後ト雖モ民法第一百九十二条乃至第一百九十四条ノ規定ノ適

用ヲ妨ゲズ

第十四條 抵當權ノ目的タル農業用動產ノ所有者抵當權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ該動產ニ關シ讓渡、質入其ノ他抵當權ヲ侵害スペキ行爲ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ハ登記ノ後ト雖モ民法第一百九十二条乃至第一百九十四条ノ規定ノ適

用ヲ妨ゲズ

第十五條 第二條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ

命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ譲受人ニ對シ抵當權ノ存在スル旨ヲ告知スルコトヲ要ス

第十六條 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ノ所有者ガ之ヲ譲渡シ又ハ他ノ債務ノ擔保ニ供シタル場合ニ於テハ遲滯ナク前條ノ告知ヲ爲シタル旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第十七條 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第十八條 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ノ所有者ガ之ヲ譲渡シ又ハ他ノ債務ノ擔保ニ供シタル場合ニ於テハ遲滯ナク前條ノ告知ヲ爲シタル旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第十九條 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ノ所有者ガ之ヲ譲渡シ又ハ他ノ債務ノ擔保ニ供シタル場合ニ於テハ遲滯ナク前條ノ告知ヲ爲シタル旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第二十条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ノ所有者ガ之ヲ譲渡セントスキハ但シ税額金二十錢未滿ナルトキハ

第廿一条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ノ所有者ガ之ヲ譲渡セントスキハ左ノ區別ニ從ヒ

第廿二条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ノ所有者ガ之ヲ譲渡セントスキハ左ノ區別ニ從ヒ

第廿三条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第廿四条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第十六條 先取特權ト農業用動產ノ抵當權ト競合スル場合ニ於テハ抵當權者ハ

先取特權者ト同一ノ權利ヲ有ス
民法第三百三十條ニ掲グル第一順位ノ

第十七條 農業用動產ノ抵當權ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 抵當權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ抵當權ノ目的タル農業用動產ヲ損傷シ又ハ隠匿シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ所有者ノ意思ニ反シテ損傷シタル者ニ付テハ刑法ニ依ル

第十九條 抵當權ノ目的タル農業用動產ノ所有者抵當權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ該動產ニ關シ讓渡、質入其ノ他抵當權ヲ侵害スペキ行爲ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十条 第二條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

第廿一条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ノ所有者ガ之ヲ譲渡セントスキハ但シ税額金二十錢未滿ナルトキハ

第廿二条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ノ所有者ガ之ヲ譲渡セントスキハ左ノ區別ニ從ヒ

第廿三条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ノ所有者ガ之ヲ譲渡セントスキハ左ノ區別ニ從ヒ

第廿四条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第廿五条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第廿六条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第廿七条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第廿八条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第廿九条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第卅条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第卅一条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第卅二条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第卅三条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

第卅四条 第二條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ハ抵當權ノ目的タル農業用動產ニ付第三者ガ差押ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ所有者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ抵當權者ニ告知スルコトヲ要ス

七 水產動植物ノ移植ニ關スル制限又ハ禁止

同條第三項中「製品及漁具ヲ「製品、漁具及第一項第七號ノ水產動植物」ニ改ム

第三十五條第一項ヲ左ノ如ク改ム

汽船「トロール」漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業又ハ機船底曳網漁業ハ命令ノ定ム所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

第四十二條第三項中「市制」ヲ削リ「市町村」ヲ「町村」ニ改ム

第四十三條第二項中「漁業ニ關スル」ヲ亦同ジ

「漁業又ハ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナルニ改メ同條第三項中「漁業組合ハ」ノ下ニ「本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外」ヲ加フ

「本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外」ヲ加フ

第四十三條ノ二 漁業組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得

一 水產動植物ノ蕃殖保護其ノ他漁場ノ利用ニ關スル施設

二 船溜、船場、漁礁其ノ他組合員ノ漁業ニ必要ナル設備ノ設置

三 組合員ノ漁獲物其ノ他生産物ノ加工、保藏、運搬又ハ販賣ニ關スル施設

四 組合員ノ漁業又ハ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル物又ハ資金ノ供給ニ關スル施設

五 組合員ノ遭難防止又ハ遭難救恤ニ關スル施設

六 前各號ニ掲グルモノノ外組合ノ目

的ヲ達スルニ必要ナル施設

前項ニ掲グル組合ノ施設ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限リ組合員タルコトヲ得ザル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第四十三條ノ三 前條第一項第三號又ハ第四號ノ事業ヲ行フ漁業組合ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ出資ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ組合員ニ出資ヲ爲サシムル漁業組合(漁業協同組合)ノ組合

ノヲ組合員ト爲スコトヲ得

没収ス」ヲ、「漁獲物、製品及漁具ハ之ヲ沒收スルコトヲ得」ニ、「價額ヲ追徴ス」ヲ

滑ヲ期スル爲ニ、新タニ先取特權及農業用動產ノ抵當權ニ關スル制度ヲ設ケマシテ、

員ハ出資一口以上ヲ有フヘシ
出資一口ノ金額ハ均一ニ之ヲ定ムベシ
出資一口ノ金額ノ最高限ハ命令ヲ以テ

サル組合員ニハ之ヲ適用セフ
第四十三條ノ十 漁業組合ハ組合規約ノ
定ムル所ニ依リ組合規約ニ違反シタル

之定ム

組合員三對之過意金三萬六千三百元得
第四十四條 漁業組合聯合會八所屬ノ漁
業組合及漁業組合聯合會ノ共同ノ目的

第三號又ハ第四號ノ事業ヲ行フ漁業組第一項

漁業組合聯合會ハ法人トス
設立スルコトヲ得

無限責任ノ組合ニ在リテハ組合財産ヲ
合ノ組合ノ無限責任 有限責任乃付託
責任ノ三種トス

漁業組合聯合會ハ第四十三條ノ二第一項第三號若ハ第四號ノ事業ヲ行フ漁業組合又ハ漁業組合聯合會ヲ以テ之ヲ構

以テ其ノ債務未完済ハニ一旨ノリ
場合ニ於テ組合員ノ全員ガ連帶無限ノ
責任ヲ負擔シ有限責任ノ組合ニ在リテ

漁業組合聯合會ノ組織ハ有限責任及保證責任ノ二種トス

出資額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔シ保證
責任ノ組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ

第四十三條ノ三第二項乃至第四項、第
四十三條ノ四、第四十三條ノ五第二項、第

ニ於テ組合員ノ全員が其ノ出資額又ハ
經費負擔額ノ外一定ノ金額(保證金額)

條ノ規定ハ漁業組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第四十三條ノ二中組合員トア

第四十三條ノ六 無限責任又ハ保證責任
ノ漁業組合ヨリ脱退シタル組合員ハ脱

改ム
第四十五條中「營業稅」ヲ「營業收益稅」ニ

記シタル後二年間前條第二項ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

三、解散又ハ事業ノ停止

責任ノ漁業組合ニ加入シタル組合員ハ
其ノ加入前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付

第四十九條ノ二 漁業組合又ハ漁業組合
聯合會ノ役員何等ノ名義ヲ以テスルヲ問
ハセバ、當該聯合會、事務局、監理員、監督員

依ル責任ヲ負擔ス

於テ貸付ヲ爲シ又ハ投機取引ノ爲ニ組合若ハ聯合會ノ財產ヲ處分シタルトキ、二三人にて、或支吉、李開、二司人、

自ラ漁業ヲ營ムコトヲ得
第四十三條ノ九 漁業協同組合ハ組合規

下ノ罰金ニ處ス

第五十八條第二項中「漁獲物及漁具ハ之ヲ
之ニ適用セバ

出資團體ヲ新タニ認メマシテ、特定ノ經濟施設ヲ爲シ得ルモノト致シ、其組織ヲ無限責任、有限責任及保證責任ノ三種ト致シマシタ、又はト同種ノ施設ヲ爲シ、漁業共同組合デナイ漁業組合ノ組織ハ、無限責任又ハ保證責任ノ二種ト致シマシタ、第三ニ漁業組合聯合會ハ前述ノ特定ノ經濟施設ヲ行フ漁業組合又ハ漁業組合聯合會ヲ以テ設立シ得ルコトト致シマシテ、其組織ハ有限責任又ハ保證責任ノ二種ト致シマシタ、第四ニ水產動植物ノ蕃殖保護、漁業取締ニ關スル規定ニ付テ必要ナル改正ヲ加ヘタノデアリマス、第五ニ漁業權又ハ入漁權ノ處分等ニ關スル規定ニ付テ必要ナル是正ヲ加ヘマシタ、以上ガ本法案ノ要旨デゴザイマス、御審議ノ上何卒御協賛アラムコトヲ希望イタシマス○議長（公爵徳川家達君）是ニハ質疑ノ通告ガゴザイマス、三室戸子爵ニ發言ヲ許シマス、同君ノ御登壇ヲ望ミマス

ニ漁村ノ繁榮ニ關スル爲ニハ御苦心ノ跡ハ
見エマスルガ、事實問題ニ付テ今申上ゲタ
スル爲ニ、最近ノコトデアリマスガ、其事件
ノ要領ヲ申上ゲマス、是ハ神奈川縣ノ或事
柄デアリマシテ、長ク其沿岸ニ居住イタシ
テ居ル所ノ所謂漁民ナル者ハ、自分ノ村ノ
前ニアル所ノ沿岸十町、海ノ方ヘハ二十町
ト云フヤウナ廣イ範圍ニ於キマシテ漁業ガ
出來得ナイノデアリマス、何トナレバ他ノ
一個人ニ許サレテアルカラデアリマス、漁
業法ノ第五條ニハドウ云フコトガ書イテア
ルカト申シマスト、「水面ヲ專用シテ漁業ヲ
爲スノ權利ヲ得ムトスル者ハ行政官廳ノ免
許ヲ受クヘシ」前項ノ免許ハ漁業組合カ其
ノ地先水面ノ專用ヲ出願シタル場合ノ外之
ヲ與ヘス、殊ニ第二項ニ於キマシテハ斯ノ
如ク明瞭ニ地先水面ノ專用ヲ出願シタル場
合ノ外之ヲ與ヘズ、而モ是ハ漁業組合デア
リマス、然ルニ今申上ゲル所ノ事實問題
ハ、漁業組合ニ非ザル隣村ノ一個人ガ許可
サレテ居ル、ソレガ爲ニ自分ノ村ノ前ニ大
キイ海ガアル、其處ニ魚ガ躍テ居ルノニ其
處ニ漁業ヲスルコトガ出來ナイ、船ヲ通ス
コトモ出來ナイ、ソレハ漁業ノ妨ゲニナル
ト云フ理由デアルサウデアリマス、斯様ナ
コトヲ放擲サレテ居リマシテ、何ノ是ガ漁
村ノ繁榮更生ヲ講ゼラレルコトデアリマセ
ウカ、斯カル事實問題ニ付テ今少シ考慮ヲ
拂ハレテ、然ル後ニ此提案ヲサレテ居ル法
案ノ如キモノガ出マシテ、茲ニ初メテ意義
アル法案ト申スコトガ出來ルノデアリマ
ス、而モ今申シマシタ事實問題ハ、昨年十
月十四日ニ從來ノ權利者ノ期限ガ満期ニ
ナルノデアリマス、又今申上ゲル所ノ部落
民ハ昭和六年六月二十五日農林省ニ出願ヲ
致シテ居ルノデアリマス、其コトガアルニ
モ拘ラズ、即チ期限ニ先ダツコト六箇月ノ
十五日前ニ神奈川縣知事が許可シテ居ル
デアリマス、何ノ是ニ期限到来前二百日近
イ以前ニ於テ之ヲ許可シタノデアリマス

カ、是ハ當局大臣トシテ御取消ガ出來
イノデアルカドウデアルカ、出來ナケレ
バ出來ナイト云フ法理上ノ理由ヲ伺ヒタ
イノデアリマス、又先刻申上ガマシタ漁業
業法第五條ニ於キマシテハ、如何ナル者ニ
許可ヲスルノデアルカト云フコトハ明瞭ニ
掲ゲラレテアルノデアリマス、然ルニ漁業
組合ニ非ザル一個人ニ、從來カラ幾多ノ因
縁ニ依テ許可サレテ居ルノデアリマス、尙
ホ又申上ゲマスレバ大正十五年、此問題ハ
行政訴訟ニナリマシテ、時ノ縣知事池田宏
君カラハ行政裁判所ノ長官ニ寃死マシテ、
來ル大正二十一年即チ昭和七年ハ丁度滿期
ニナル時デアルカラシテ、其時ニハ何等ノ拘
束ヲ受ケズシテ方法ヲ講ジヤウト云フコ
トヲ、書面ヲ以て行政裁判所長官ニ答ヘテ
居ルノデアリマス、地方官ノ任免黜陟ガ始
終激シイ爲ニ、其當時ノ知事ヨリ今ハ何代
カ代々テ居リマス、然ルニ昭和七年ノ六月ニ
ナリマシテハ、十一月ノ十四日ト云フノ方
期限デアルニモ拘ラズニ二百日程前ニ遡ラ
テ直ニ許可ヲシタト云フコトハ、ソコニ何等
カ忌ハシキモノガアルノデハナイカト云フ
コトヲ想像スルコトハ、決シテ無理カラヌ
コトデアルト思フノデアリマス、此期限ニ
先ダテ許可ヲ致シタ、他ニモ競願カアル
ニ拘ラズ許可ヲシタト云フコト、之ニ對シ
マシテ大臣ハドウ云フ御考ヘデアリマセウ
カ、私ハ是等ノコトヲ此處ニ質問イタスコ
トヲ避ケタイ爲ニ、事前ニ於キマシテ農林
大臣ニモ御話ヲ伺ハムガ爲ニ、昨年來四度
バカリ大臣ヲ訪問イタシタノデアリマス、
併シ非常ニ御繁忙デアリマスカラ、イツモ
御目ニ懸レナカタ、併シ祕書官ヲシテ、大臣
ノ御意向ハ第一回ヨリハ第二回、第二回ヨ
リハ第三回、第三回ヨリハ第四回ニ至リマシ
テ、段々請願者ノ意思ガ通ルヤウナ風ノ御
傳言デアタノデアリマス、固ヨリ是ハ書イ
タモノハナインデアリマスルカラ、大臣ガ
左様ナコトハ申サナイト言ハレバ、ソレ
迄デアリマスガ、左様ナコトモアタノデア
リマス、而モ私ハ一月十五日デアタカト
思ヒマスガ、大臣ヲ御訪問イタシマシタ
其時ニハ祕書官ヲシテ、是ハ水産局長、次
官其他ト二三日ノ中ニヨク相談ヲスルト云

アルカラ、其探否ハ兎ニ角トシテ、一度私ニ御會ヒ下サレヨ、其結果ヲ伺ヒマセウト云フコトヲ御約束ヲシテ歸リマシタ所ガ、其後爾來杳トシテ私ニ御話ヲ下サル所ノ機會ヲ御與ヘ下サラナカツタノデアリマス、是等モ當局大臣トシテ、眞ニ請願ノ趣旨、漁民ノ希望ト云フコトヲ始終御考ヘニナツテ居ルナラバ、何トカ都合ヲシテ私共ニ御話ガナケレバナラス、然ルニ左様ナコトモナイト云フニ至リマシテハ、是デ果シテ行政大臣トシテ仕事ガ出來ルノデアリマセウカ、又國務大臣トシテ斯様ナ披ヒヲナサルト云フコトハドウ云フ思召デアルカ、眞ニ漁民ノ上ヲ始終御心配ニナルナラバ、唯形式ノ上ニ於テ法文ノ改正ヲスルデナク、精神的ニ漁村ノ更生等ヲ圖ラナケレバナラヌト思フノデアリマス、此故ニ此上院ヲ通過イタシマンタ所ノ、只今申上げマシタ所ノ問題ニ付キマシテハ、ドウ云フ御考ヘデオイデニナリマスルノカ、茲ニ改メテ明白ニ御答ヲ願ヒタイノデアリマス、而シテ是ハ私ガ唯願フニアラズシテ、本院ヲ通過イタシテ居ル所ノ請願デアルト云フコトニ能ク御氣ヲ御付ケニナリマシテ、御答辯ヲ願フ次第デアリマス

○國務大臣(後藤文夫君演壇ニ登ル)
尋ニ御答ヲ致シマス、御尋ノ漁業權ノ免許ノ取消ニ關シテノ請願ノコトハ承知イタシテ居リマス、是ハ三室戸子爵ノ仰セラレタヤウニ、地先水面ノ專用ノ漁業權デハゴザイマセヌ、地先水面ノ專用ノ漁業權ハ其地先ノ漁村ノ漁業組合ニ許スコトニナッテ居リマス、口今問題トシテ御掲ギニナッタノハ専用漁業權デハナインデアリマシテ、是ハ個人ニモ許セルコトニ法制ガナツテ居リマス、基イテ期間ノ更新ヲ致シタノデアリマス、ソレデ只今御尋ノ漁業權ハ既ニ過去ニ於テ數十年間繼續シテ存在イタシテ居リマス、ソレヲ昨年ノ五月神奈川縣知事ガ其權限ニモ此漁業組合ト漁業權者トノ間ニハ、過去ニ於キマシテモ長ラク紛議が續イテ參^テ

居ルコトハ私モ承知シテ居リマス、併ナガラ神奈川縣知事ガ其權限ニ基イテ昨年ノ五月デアンタクト思ヒマスカ、確ト私時日ノ所ヲ記憶イタシテ居リマセヌケレドモ、或ハ間違テ居ルカモ知レマセヌ、許可ヲ致シマシタコトハ、之ヲ今更主管ノ農林省トシテ取消ヲ致スト云フコトハ出来ナインデアリマス、漁村ノ更生ヲ考ヘ、其地元ノ漁民ノ利害得喪ニ付テハ御同様ニ熱心ナル考ヲ有^レテ居リマス、日々サウ云フコトニ付テハ苦慮ヲ致シ、苦心ヲ致シテ居ル譯デアリマス、此御掲ゲニナタ特定ノ場所ノ問題ハ、只今申タヤウナ事情デアリマス、神奈川縣知事ノ處置ヲ不都合デアルト認メル譯ニハ參リ兼ネルノデアリマス、法規ノ上カラ之ヲ取消スト云フコトモ致シ兼ネルノデアリマス、ソレカラ三室戸子爵ノ私ヲ御訪ニナリマシタガ、是ハ如何ヤウナ次第デアリマシタカ私モ其都度ノコトハ深ク承知イタシテ居リマセヌ、或ハ禮ヲ缺クコトガアリマシタナラバ深ク御詫^フ申上^フゲタイト存ジマス
〔子爵三室戸敬光君演壇ニ登ル〕

ハ行ハレナインデアリマス、事前ニ於テ二
百日モ前ニ取消ヲスル、認可ヲスルト云フ
ヤウナヤリ方ハ、果シテ穩健デアリマセウ
カドウデアリマセウカ、法規ノ末ニ走ラズシ
テモウ少シ活用、活キタ點ヲ御捉ヘニナラ
ナケレバナラヌト思フノデアリマス、又此
海面ハ先刻モ申上ゲマシタ通り、非常ニ廣
範園ニ亘テ居ルノデアリマス、山本只今ノ
内相ガ大正十年頃ニ農林……其時分ハ農商
務大臣ト申シタヤウデアリマスガ、其局ニ
當ラレテ居リマスル時ニ、此事件ヲ何トカ
宣イ工合ニ、争ヒノ當事者間ニ話ノ付クヤ
ウニト云フヤウナ御心配ヲナサッタヤウデ
アリマス、併シ間ナク大臣ハ職ヲ御離レ
ニナツデソレ切リニナツタヤウデアリマス、
私共ハ眞ニ農村ノ更生ト云フヤウナコトヲ
口ノ上デナク、腹カラ左様ニ御思召ス大臣
デアリマス、タラバ、左様な方法ニ依ルコトモ一
案ト思フノデアリマス、然ルニ唯神奈川縣
知事ノヤツタコトデアルカラ、致方ナイコ
トデアルト云フヤウナ不深切極大臣、法文
ノ末ニ囚ハレタル御説ハ、大臣トシテノ御文
位置カラ少シ御考ヘニナツテ宜カラウト思
フノデアリマス、折角御答辯ヲ下サイマシ
タケレドモ、此點ニ付キマシテ今少シ大臣
ノ御負ノアルトロ伺ヒタイノデアリマス、
幸ニ御答辯ヲ下サレバ仕合セト存ジマス
幸ニ御答辯ヲ下サレバ仕合セト存ジマス

タガ、私共へ甚ダ不満足デアリマス、只今農林大臣ノ御答ヲ得マシ
ノ御答ナラバ、態御立チ下サテ御答へハ要ラナカタノデアリマス、今少シ精神ノ
籠ヲ御答ヲ伺ヒタイト思タノデアリマス
ガ、既ニ再ビ斯ノ如キ御答デアルトスレバ、
是レ以上私ガ願テモ無用ト存ジマスカラ、
私ハ質問ハ是デ打切ルコトニ致シマス
○議長(公爵徳川家達君)兩案ノ特別委員
ノ氏名ヲ書記官ランテ……只今議長ノ申シ
カケマシタコトハ誤リデゴザイマス、兩案
トモ製絲業法中改正法律案特別委員ニ付託
イタシマス

○議長(公爵徳川家達君)日程第六、震災
被害者ニ對スル租稅ノ免除猶豫等ニ關スル
法律案、政府提出、衆議院送付第一讀會
廻切政府委員

震災被害者ニ對スル租稅ノ免除猶豫等
ニ關スル法律案

第一條 政府ハ震災(昭和八年三月三日
ノ震災及之ニ伴フ火災又ハ海嘯ヲ含ム
以下同ジ)ニ因ル被害者ノ震災地ニ於
テ納付スペキ昭和七年分第三種所得稅
第四期分ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ之
ヲ免除スルコトヲ得

第二條 政府ハ震災ニ因リ著シク利用ヲ
妨ゲラレタル土地ニ付命令ノ定ムル所
ニ依リ其ノ地租ヲ免除スルコトヲ得

第三條 政府ハ震災地ニ於テ納付スペキ
昭和八年分ノ第三種所得稅、個人ノ營
業収益稅及乙種資本利子稅ニ限リ課稅
ニ關スル申告及申請並ニ課稅標準ノ決
定ニ關シ命令ヲ以テ特例ヲ設クルコト
ヲ得

第四條 政府ハ震災地ニ於テ昭和八年三
月三日以後ニ納付スペキ租稅ニ付命令
ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スル

コトヲ得
第一條、第三條及前條ノ震災地
ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第六條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ依リ
免除セラル租税ハ法令上ノ納稅資格
要件ニ關シテハ免除セラレザルモノト
看做ス
前項ノ規定ハ北海道地方稅及縣稅ニシ
テ震災ニ因リ減稅セラルモノニ付之
ヲ准用ス

マスルガ、是モ今直ニ實行スル必要ハナイン
ト考ヘテ居ラレルノデアリマス、第七、信
用狀ニ付キマシテモ、差當リ貿易關係ナキ
モノニ限ラテ之ヲ取締ルト云フ考ヘデアリ
マス、第八、關東州ニモ或範圍ノ取締令ヲ
施行シタイト云フ考ヲ持テ居ルト云フコ
トデアリマス、要シマスルノ本法施行ノ差
當リノ目的ト致シマスル所ハ、資本逃避ヲ
徹底的ニ取締ルノ範圍ニ止マル所ノモノデ
アリマシテ、其目的ヲ貫徹スルガ爲ニハ貿
易ニ影響ノナイン度ニ於キマシテ、新タニ
無爲替、逆爲替及信用狀等ノ取締ヲ厲行イ
タシマシテ、專ラ思惑ニ依ル弊害ヲ除去セ
ムトスルノ程度ニ過ギナインデアリマス、
從ヒマシテ今直ニ爲替作用ニ依ル貿易管理
マデヲ實行セムトスル所ノ意思ハ毫モナイ
ト認メラレルノデアリマス、又政府ハ不自
然ナル爲替ノ騰落ヲ防グコトハ期シマスル
ケレドモデス、積極的ニ爲替ノ安定ヲ圖ル
ベキ方策ヲ講ズル考ヘハナイト認メマス、
尙ホ衆議院ニ於キマシテハデス、本法ノ重
大性ニ鑑ミテ本法ニ修正ヲ加ヘマシテ、重
要ナル事項ニ付キマシテハ、外國爲替管理
委員會ニ諸問セムトスル一條ヲ附加ヘテ
居リマス、政府ハ之ニ同意ヲ表シテ居ルノ
デアリマス、是ガ爲替管理法ノ内容竝ニ施
行細則ノ大體ノ説明ト御承知ヲ願ヒタウゴ
ザイマス、次ニ質問應答ノ大要ヲ申上ゲマ
ス、詳細ノコトハ速記録ニ譲リタイト思ヒ
マス、質問ノ第一ハデス、衆議院ノ修正ニ施
基イテ別ニ委員會ヲ設置スルト云フ事柄
ハ、本法ノ運用ノ敏活ヲ缺クバカリデナ
ク、組織、人選ノ如何ニ依リテハ、却テ弊
害ヲ生ズルノ虞ハナイカト云フ質問ニアリ
マス、政府ハ、委員會ニハ唯重要ナル事項
ヲ諸問スルノミニアリテ、細カイコトマデ
ナク、付議スル意味ハナインデアルカラ、運用
上左ホド妨ゲニナラナイノミナラズ、却テ
本法ヲ施行スル上ニ於キマシテ、一般民心ニ
安心ヲ與ヘル利益ガ多イト思フガ故ニデス、此
修正案ニハ同意ヲシタノダト説明ヲサレテ
居リマス、爲替取引ノ機關ヲ一銀行ニ集中
スルノ意思アリヤ否ヤト云フ質問ニ對シマ
シテハ、政府ハ斯ノ如キ最後ノ手段ニ出ヅ
ルヨリハデス、專ラ關係業者ト協調ラシテ

恰モ一ツノ機關ノ如ク、爲替銀行ヲシテ政
府ノ政策ニ順應シテ、國家的ニ活動スル
ヤウニ仕向ケタイ考ヲ持テ居ルノダト說
明サレテ居リマス、爲替相場ノ取極メニ關
シマシテ、爲替ガ激烈ノ變動ヲナサムトス
ル場合ニ於キマスル對策ニ付キマシテハ、
政府ハ爲替相場ヲ一定シヤウト思フナラバ
デス、中央銀行ヲシテ、一切ノ舊替行爲ヲ
取扱ハシメテ如何ナル事柄モ其「バランス」
ヲ破ルコトナキ方策ヲ講ズルニアラザレバ
デス、其目的ハ達シ難イ、而シテ爲替相場
ヲ公定スルト云フ事柄ハ、非常ニ人爲的ノ
方策ヲ加ヘルコトガ多イ、故ニデス、寧ロ
サウ云フ方法ヲ執ルヨリハ、恩惑吸引ヲ抑
制ヲ致シマシタラバ、相場モ自然ニ安定
ニ赴ク次第アリマスルカラ、政府ハ英國
ノ例ノ如ク、爲替平衡資金ノ如キモノヲ設
ケテ、其安定ヲ策スル考ヘモナク、又其必
要モ認メナイト云フ明白ナル答辯ガアリマ
シタ、次ニ本法ニ金ノ輸出禁止ニ關スル條
項ヲ加ヘタノハ、本件ヲ立法事項ナリト認
メタルニ依ルカト云フ質問ガゴザイマシ
タ、此質問ニ對シマシテ、政府ハ頗る率直
ニ同感ノ意ヲ表サレテ居リマス、金ヲ輸出
シタリ、或ハ禁止シタリスルコトハ重大ナ
ル事項ニアリテデス時ノ大藏大臣ガ勝手
ニ省令デヤルガ如キ輕イ事柄デハナイ、矢張
ニ關係イタシマシテハ、政府ハ是ハ傳家の
アルト云フ事柄ヲ、嚴肅ナル意味ニ於テ明
言サレテ居リマス、本法第四條ニ於キマス
ル電力會社ノ社債等、外國證券ノ強制處分
ニ關係イタシマシテハ、政府ハ是ハ傳家の
寶刀トシテ、決シテ濫リニ行使スベキ性質
ノモノデハナイ、且ツ公益ノ爲ニテス、國家
經濟ノ大局ニ基イテ發動スベキモノニアリ
マシテ、單純ニ會社又ハ個人ノ利害ニ依リ
テ發動スベキモノニアラズトノ意見ヲ述ベ
ラレテ居リマス、爲替ノ低落又ハ動搖ハ日
本ノ經濟財政ノ不安ノ重大ナル原因デアル
カラシテ、爲替ノ安定ノ維持ハ本法ニ依リ
テ望ミ難イ、須ラク財政ノ基礎ノ堅實ナル
ヲ期スベシト云フ御質問ニ對シマシテ、最
モ熱烈ナル質問應答ガ繰返サレマシタ、政
府ハソレハ原因ニナルニハ違ヒナイガ、我
府ハ他國ト國情ノ相違ニ基イテ、假令財政

ノ「バランス」ガ合へナイト云、テモ、日本ノ
信用ガ無クナリ、爲替相場ノ下落ニ非常ナル原因ニナルト云フコトハ、外國トハ其程度ガ遠フト云フ風ニ説明サレテ居リマス、
結局兩者意見ノ相違ニ歸スルノ觀ナ呈シマ
シタ、無爲替ノ取締ニ關係イタシマシテ、
政府ハ、其趣旨トスル所ハ無爲替ニ依リマ
スル資本逃避ヲ防止セムトスルモノニアリ
マス、從テ貿易商ガ委託ニ依リ輸出スル場
合、又ハ銀行ガ爲替ヲ附セザル場合、或ハ
本支店間ノ附替ニ依ル場合等、無爲替デナ
ケレバ出來ナイ場合ニ於キマシテハ、商賣
上差支ナク取扱ヒ得ルヤウナ途ヲ講ジタイ
ト申シテ居リマス、海外投資ノ場合ニ於キ
マシテモ、國民經濟上又ハ軍事上必要缺ク
ベカラザル投資ニ關シテハ、主義トシテハ
之ヲ認ムベキ旨説明サレテ居リマス、次ニ
本法ノ施行ニ關係シマシテ最モ至難ニ感ゼ
ラルノハ、本法ヲ關東州ニ適用セムトス
ル場合デアリマス、御承知ノ通りニ關東州
ハ國際上特殊ノ地位ニ在リマス、又日本ノ
法制ニ於キマシテモ、或ハ之ヲ外國トシテ
取扱ヒ、或ハ内地並ミニ取扱テ居ル次第
デアリマス、從テ本法施行ニ際シマシテ關
東州ヲ外國見て取扱フベキヤ否ヤト云フ
コトニ關係シテハ、利害ガ錯雜スルノデア
リマス、政府ハ之ヲ關東州ヲ外國ト看做シ
テ、同地方ノ特殊ノ事情ヲ參照シテ、適當
ナル規定ヲ設ケタイト云フ考フ持テ居ラ
レマシテ、滿洲國トノ關係、滿鐵會社トノ
關係ヲ初メトシテ、錢鈔取引問題ニ至リマ
スマデ、最モ詳細ニ瓦リマシテ質問應答ガ
重ネラレタノデアリマス、而シテ其實施ニ
當リマシテハ、同地方ニ於ケル貿易ヲ阻害
シナイヤウ深甚ナル注意ヲ以テ取扱テ費
ヒタイト云フ希望ガ附加ヘラレテ居リマ
ス、其他質問應答ハ澤山ゴザイマスルガ、
例ヘバ產金ニ關係シマスル問題、輸入ノ場合
ニ於キマスル資本逃避防止ノ問題、本法ニ
對シマスル違法行爲ノ私法上ノ效果ニ關係
する問題等ハ、之ヲ省略シテ置クコトニ致シ
マス、斯クシテ質問が終了イタシマシテ討
議ニ移リマシタ、討議ノ場合ニ於キマシテ
ハ一委員ヨリ、本法ハ其運用ノ如何ニ依リ
マシテハ、良法トモナリ又惡法トモナリ、

一般經濟界ニ甚大ナル影響ヲ及ボスモノデ
アルカラ、政府ハ其運用ニ當リマシテ專ラ
公益ヲ旨トシ、周到ナル用意ト、明敏ナル
判断トヲ以テ、公正適實ナラシムルコトニ
注意ヲシテ貰ヒタイ、職權濫用ノ弊ニ陥ル
ヤウナコトノナイヤウニ注意ヲシテ貰ヒタ
イ、且ツ正常ナル取引ヲ阻止シ、或ハ私人
ノ權利ヲ侵害スル如キ弊ガ萬ニモ起ラザ
ルヤウニ期シテ貰ヒタイ、又爲替管理委員
會、爲替管理部ノ組織、人選ニ關係シテモ
深甚ナル注意ヲ拂テヨク實際ニ即シ、其
適正ナルコトヲ得セシムルヤウニ、十分留
意ヲ促シタイ、其理由ニ基キマシテ、其意
味ニ於キマシテ希望條件ヲ提出セラレマシ
テ、其結果ヲ本會議ニ報告セラレタキ旨述
べラレマシタ、尙ホ本法ヲ關東州ニ施行ス
ル場合ニハ、滿洲國、滿鐵其他ノ經濟上、取
引上、緊切ナル關係アルヲ考ヘテ、尙ホ地方
的特殊事情等ヲ參酌シテ、適切ナル方策ヲ立
テラレタイ、又爲替相場ノ安定ヲ圖ラムトセ
バ、財政計畫ヲ樹立スルコトガ最大急務デ
アル事柄ヲ切言セラレマシテ、政府ニ對シチ
警告的ノ意見ヲ開陳セラレマシタ、又他ノ委
員ハ、今日内外ノ勢勢鑑ミテ、我國民經濟
ノ利益ヲ擁護スル必要上、本法ハ最モ適切ナ
ル立法ト信ズルノデアル、而シテ此非常時ニ
際シテハ、先づ此處數年間ハ我國經濟界ヲ
堅實ナラシムルガ爲ニ、國稅ノ自然增收ヲ
俟テ而シテ後ニ增稅ヲ斷行セラルルト共
ニ、國費ノ大削減ヲ圖ラテ財政ノ均衡ヲ取ル
ヨリ外ニハ途ガナイノデアル、高橋大藏大
臣ノ財政政策ニ全然賛成ノ意ヲ表スル者デ
アルト言ハレマシタ、而シテ我產業界ノ健
全ナル發達ヲ遂ゲシムルノニハ、圓價ノ騰
貴ヲ或程度マデ抑制シテ、假令實勢以下ト
思ハルル相場ニテモ、產業上ノ實情ニ應ズ
ルヤウ調節セラレタイト云フ意見ヲ述べラ
レテ居リマス、意見ノ陳述ガ終リマシテ、
次テ採決ニ入リマシタ、採決ノ結果衆議院
送付ノ本案ニ對シテハ、全會一致之ニ賛成
ノ意ヲ表シテ可決セラレマシタ次第デアリ
マス、次テ希望條件モ亦可決セラレマシタ、
唯今希望條件ヲ御披露申上ダタイト思ヒマ

政府ハ本法ニ依リ附セラレタル権限ノ
勿論外國爲替管理委員會其ノ他ノ組織及
之ガ人選ニ深甚ナル注意ヲ拂ヒ本法ノ公
正適切ナル施行ヲ期スベシ
ト云フニアリマス、是デ私ノ委員會ノ經過
竝ニ結果ノ報告ヲ終リマス
○伯爵柳澤惠保君 委員長ニ一言質問イタ
シタインデアリマスガ、只今ノ御報告ノ最
後ニ希望條件ト言ハレテ居ラレマスガ、希望
決議ト云フノナラ分リマスガ、希望條件
ト云フノヘ如何デスカ、ソレハ希望決議ヲ
云フ意味ニ解シテ宜シノイデアリマスカ、
チヨト伺フテ置キマス
○伯爵兒玉秀雄君演壇ニ登ル
(「伯爵兒玉秀雄君演壇ニ登ル」)

○伯爵玉森雄君 應考大河内子爵ノ御質問
對シマシテ、一應ノ御説明ヲ申上ゲマス、
尙ホ御分リノナニ點ハ、政府ノ方カラ御答
へアルコト思ヒマス、此思惑取引取締
は是が今回出マシタ外國爲替管理法ノ施行ト、
資本逃避防止法ノ相違ナル重モナル點ニナニテ居
ル點デアルト考へテ居リマス、資本逃避防
止法ニ於キマシテハ、思惑取引ノ取締リガ
不十分デアリマスガ故ニ、此缺點ヲ補フト
云フ事柄ガ其一つノ重モナル點ニナニテ居
レムヤウデアリマス、而シテ思惑取引ノ行ハ
レマス場合ハ無爲替ノ場合デアルヤウデ
アリマス、從テ爲替ノ取締ヲストルト云
コトニ政府ハ重キヲ置イテ居リマス、但シ
無爲替ハ只今モ御説明申上ゲマシ通リニ、
或場合ニ於キマシテハ、本社ト支店トノ間
ニ附替勘定ノ場合モアリマスシ、又全然
銀行爲替ヲ附ケマセヌ場合モアリマス
シ、又委託ニ依テ此品物ヲ捌クト云フ
場合モアリマス、最モ注意シナケレバ
ナラヌノハ、新シイ市場ヲ開設セム
トスル場合ノ如キニ於キマシテハ、
先ヅ荷物ヲ先方ニ送リマシテ、サウンテ之
ヲ賣タ上ニ於テ、後ノ結果ヲ付ケル必要ガ
アルノデアリマス、此場合ニ於キマシテ無
爲替ト云フ關係ガ最巨ナル事實ヲ生ジ
シテ來於クニ感レマス、斯ノ如キ場合
ニ於キマシテハ政府ハ全然取締ルト云フ考
ヘハナイノデ、飽く迄モ貿易助長ノ上カラ
便宜ヲ圖リタイト云フコトヲ申シテ居リマ
スルガ、唯ソレデナシニ資本逃避ノ目的ト
シマスル無爲替、無爲替ヲ利用イタシマシ
テ資本ヲ逃避セムトスル場合ニ於テ、之ヲ
取締ラムトシテ居ルノデアリマス、次ニ逆
爲替ノコトデゴザイマスガ、是ハ逆爲替ハ
外國ニ於テ取扱ハレマスカラ、外國ニ於キ
マス日本ノ銀行ノ支店ガ之ヲ行ヒマス、場合
ニ於テ、政府ガ豫メ之ニ注意ヲ與ヘ、而用
シテ之ニ違反シタ場合ニ於テハ罰則ヲ適用
ト思ヒマス、併シ外國銀行ガ惡意ヲ以テ逆
爲替ヲ致サムトスル場合ニ於テノ取締ニ於
テハ、只今大河内子爵ノ御説明ニナリマシ
タヤウニ、可ナリ困難ナ點ガアルノデハナ
イカト私モ想像シテ居リマス、甚ダ簡単ナ
説明デアリマスケレドモ、之ヲ以テ御了解
ヲ得レバ仕合セ存ジマス

○政府委員富田勇太郎君演壇ニ登ル
〔政府委員富田勇太郎君演壇ニ登ル〕
ノ思惑取引ノ取締及び逆爲替ヲ取締り得ル
カト云フ點デアリマス、ソレハ只今委員長
ノ御報告ノ通りデアリマスガ、更ニ私ヨリ
敷衍シテ説明ヲ申上ゲマス、本法ノ施行ノ
上ニ於キマシテ一番ムヅカシイノガ思惑取
引ノ取締デアリマス、第一ニドウ云フ取
引ガ思惑デアルカ、取引ノドウ云フ部分ガ思
惑ニ當ルカト云フ點ガ非常ニムヅカシイノ
デアリマス、思惑ニ付キマシテハ、銀行ノ
取引ノ思惑ト、ソレト銀行以外ニナニテ居
リマスマ商人ノ思惑ト、斯ウ云フ風ニ分ケテ
考ヘルコトガ必思ト存ジマス、銀行ノ場合
ニ於キマシテハ御承知ノ如ク爲替銀行ノ場
常ニ爲替ノ賣ニシマシテハ買ヲ致シマス
ル、買ニ對シマシテハ賣ヲ致シマシテ、常
ニ爲替賣買共ニ「カヴァー」ヲ取テ居ルト
云フコトガ通常ノ状態デアリマス、デ若シ
銀行ノ取引ノ中ニ於キマシテ、買ノ方ガ賣
ヲ超過イタシテ居ル、賣ノ方ガ買ヲ超過イ
タシテ居ルト云フヤウナ場合ニ於キマシテ
ハ、所謂「カヴァー」ノ取レナイ場合ニ於キ
マシテハ、其部分ガ思惑デアルカナイカ
云フ問題ニ起ル點デアリマス、然ルニ爲替
銀行ニ於キマシテハ、或程度迄ハ期節ニ依
リマシテ爲替ニ資金ヲ準備スル必要ガアリ
マス、其爲ニ或銀行ニ於キマシテ、或時期
ニ於テハ相當ノ買持ニナル部分ガアリマス、
即チ資金ヲ買溜メマシテ「カヴァー」取レナ
イ部分ガアリマス、斯ウ云フコトハ之ヲ一概
ニ「カヴァー」ガアリマセヌカラ、思惑取引
デアルト云フ風ニ斷定ハ出來マセヌケレド
モ、銀行ニ依リマシテ普通ノ取引ヲ非常ニ
超過スルトカ或ハ期節ニ依リマシテ實際ニ
必要デナイ資金ヲ持テ居ルヤウナ場合ニ

ガラウト考へラレマス、サウ云フコトノ
鑑定ハ一應ムツカシイヤウデハアリマスル
ケレドモ、監督官ニ於キマシテ常時爲替銀
行ノ取引ノ状態ヲ監視シテ居リマスレバ、是
以外ノ商人ノ思惑ノ部分デアリマスガ、是
思惑ノ部分ト思惑デナイ部分トガ自ラ分
テ來ルヤウニ存ジマス、サウ云フ方法ニ依
リマンテ爲替銀行ノ思惑取引ヲ抑制イタシ
テ行ク方針デアリマス、ソレカラ爲替銀行
ハ商取引ニ關係ガアリマスル場合ト、商取
引ニ關係ノナイ場合トアリマス、商取引ニ
得ヲシヤウト云フヤウナコトハ、是ハ純粹利
ナル思惑取引デアリマスカラ、サウ云フモ
ノハ是ハ禁止イタシタイ考デ居リマス、ソ
レカラ商取引ニ關係シマシテ、例へバ期限ヲ
非常ニ長ク致シマシテ、長期ノ爲替ヲ取組ム
トカ、或ハ實際ノ必要以上ヲ爲替ノ取組ヲ致
スト云フヤウナモノハ、共ニ是ハ思惑ノ範圍
ニ入テ參リマスルケレドモ、商取引ハ御承
知ノ如ク多少ノ思惑ガ入テ、居リスルカラ
レデサウ云フ關係ヲ有テ居リマスル所ノ
思惑ヲ、下云フ程度ニ抑制スルカラ
コトトバ、是ハ取締ノ實ノ間接ニ致シタ
イト考ヘテ居リマスガ、其中ノ第一ニ「外國通貨又
云フ思惑ヲドウシテ取締ルカト云フ御質問
デアリマシタガ、是ハ此法律ノ第一條ノ中
ニ禁止許可スルコトヲ得マスル事項ヲ擧
テアリマスガ、其外國爲替ノ取得又ハ處分」ト云フ所ガアリマス
リマス、ソレニ依リマシテ思惑取引ハ總テ
外國爲替ノ取得處分ト云フ形デ現ハレテ參
リマスルカラ、其取締ニ依テ思惑ヲ取締
マルノデアリマス、其他第三ノ外國ニ送金シ
マスル場合、ソレカラ第四ノ場合ニ於テ、思惑ト監督
官廳ノ判定イタシマシタルモノハ、之ヲ許
可シナイン方針デ行キタイト考ヘテ居リマ
ス、ソレカラ逆爲替ノ點、是モ委員長ヨリ
御報告アツタ通りアリマスガ、是ハ外國ニ
等ハ、總テ思惑ノ分子ガ入テ參リマス、或
ハ信用狀ノ發行又ハ取得、サウ云フモノノ
モ思惑ノ部分ガアリマスカラ、サウ云フモ
ノヲ取締リマスル場合ニ於テ、思惑ト監督
官廳ノ判定イタシマシタルモノハ、之ヲ許
可シナイン方針デ行キタイト考ヘテ居リマ
ス、ソレカラ逆爲替ノ點、是モ委員長ヨリ
御報告アツタ通りアリマスガ、是ハ外國ニ
等ハ、總テ思惑ノ分子ガ入テ參リマス、或
ハ信用狀ノ發行又ハ取得、サウ云フモノノ
モ思惑ノ部分ガアリマスカラ、サウ云フモ
ノヲ取締リマスル場合ニ於テ、思惑ト監督
官廳ノ判定イタシマシタルモノハ、之ヲ許
可シナイン方針デ行キタイト考ヘテ居リマ
ス、ソレカラ逆爲替ノ點、是モ委員長ヨリ
御報告アツタ通りアリマスガ、是ハ外國ニ

